

**全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料**

平成27年2月24日(火)

目次

1. 制度部門

- 平成27年度の年金額改定 …… 2
- 社会保障審議会年金部会における議論の整理 …… 3
- 社会保障審議会企業年金部会における議論の整理 …… 5

2. 事業部門

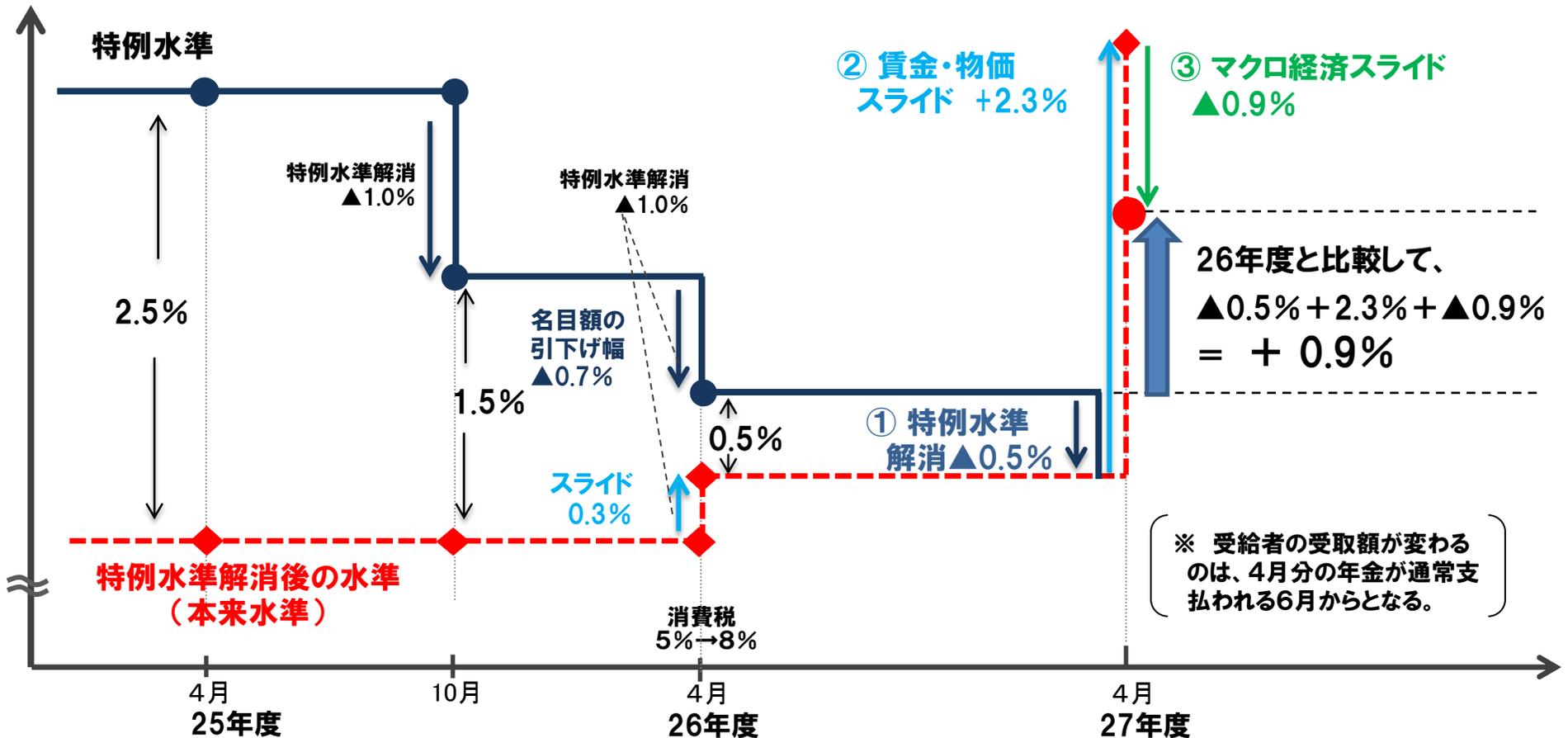
- 年金記録確認の推進 …… 8
- 年金記録の訂正手続 …… 15
- 国民年金保険料の収納対策等 …… 18
- 国民年金等事務取扱交付金 …… 25
- 年金生活者支援給付金 …… 30
- 年金制度の周知等のための取組
 - 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業 …… 34
 - 地域年金展開事業 …… 39

1 制度部門

平成27年度の年金額改定のイメージ

平成27年度の年金額改定は、

- ① 特例水準の残り0.5%分*を解消 → これにより特例水準は完全に解消
- ② 特例水準解消後の水準に対して、物価・賃金変動に伴うスライドを実施
- ③ ②のプラス改定分に対してマクロ経済スライドによる調整を発動



※ 厚生年金(報酬比例部分)に関しては、平成16年改正で特例水準の処理についてのルールを法定化した以降、平成16年以前の実質賃金上昇を反映した本来水準の改定が行われた世代(昭和12年度生まれ以降の世代)が存在するため、これらの世代では、平成26年度時点で解消すべき特例水準が0.5%より小さい又は無いため、その分平成27年度の改定率が高くなる。

『社会保障審議会年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)』(概要)

※平成27年1月21日付け「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

1. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

- 全体的な方向性としては、更に適用拡大を進めていく必要があることについて、異論はなし。
- 労働力人口の減少が供給要因として経済に影響したり、企業の雇用過剰感が不足超過に転じたことが指摘される中、28年10月の施行後の本格的な適用拡大の検討に先立って、この問題を一步でも前に進めることが重要。

平成28年10月施行の適用拡大の対象から外れるもの、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見あり。

2. 高齢期の就労と年金受給の在り方について

- 65歳までは現役として捉え、就労して保険料を負担し、負担に応じて年金を受け取るのが自然の流れ。
- 制度設計上、高齢期の男女の就業率の違いや、未就業期間が増えるという視点も考慮すべきとの意見がある一方、能力や意欲ある人が任意で保険料を拠出するのではなく、全国民に適用する仕組みとして導入すべき、との意見あり。
- 何もしなければ基礎年金水準の低下により、低所得者対策が必要となり、別の形で社会的コストを要することも考える必要があるとの意見があった一方、国庫負担の増加につながる制度設計の在り方については慎重に考えるべきとの意見があった。いずれにしても、安定財源の確保の検討が必要。

3. 年金額改定(スライド)の在り方について

(物価変動が賃金変動を上回る場合の、賃金連動の年金額改定の徹底)

- 保険料収入は賃金に連動するため、将来世代の給付水準の確保を図るためにも、物価変動が賃金変動を上回る場合に、賃金に連動して改定する考え方を、賃金変動がマイナスの場合も徹底することが必要。

(マクロ経済スライドにおける名目下限措置の在り方)

- 将来世代の給付水準を確保する観点からは、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要となるという認識について、概ね共有。
- 調整幅は物価・賃金の伸びの範囲内にとどめる、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすべき、との意見がある一方、持続可能性が危ぶまれることで困るのは年金受給者であること、マクロ経済スライドの実施の徹底により影響を受ける年金受給者については、他の低所得者向けの制度で対応し、年金制度はシンプルにすべきとの意見あり。

4. 高所得者の年金給付の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化について

- 高所得の高齢者の年金額の調整については議論が分かれているが、この問題については、年金制度だけでなく、年金に係る税制、福祉制度などを含めた全体の視点から、幅広い議論を行う必要。

5. 働き方に中立的な社会保障制度について（第3号被保険者制度の在り方を含む）

- 共働き世帯の増加、女性の就業促進が重要な課題であることなどを踏まえ、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有。
- 第3号被保険者は、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要が高くない者など、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有。
- まずは、被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要。

6. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて

- 就労状況の様々な第1号被保険者についても、出産前6週間及び出産後8週間は、稼得活動に従事できない期間と考え、次世代育成支援の観点から配慮措置を設けることは妥当。
- 次世代育成支援の観点から、前年度所得にかかわらず、保険料負担を免除することについても一定の合理性あり。また、厚生年金と同様に、免除期間分の基礎年金を満額保障することが望ましい。
- 産前産後期間の保険料免除を行いつつ基礎年金給付は満額保障する場合には、現在予定されている保険料負担に加えて、その見合いの負担を第1号被保険者全体で分かち合うことが必要となる。

7. 遺族年金制度の在り方について

- 女性の就労をめぐる社会の変化や要請を踏まえれば、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様であると考えられる。
- 遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないかとの認識を共有。

『社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)』(概要)

※平成27年1月16日付け「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

〈企業年金等の普及・拡大に向けた見直しの方向性〉

DB・・・確定給付企業年金、DC・・・確定拠出年金

1. 中小企業向けの取組

○企業年金の普及・拡大を図る上で中小企業が取組みやすいことが重要であり、以下の対策を講じることが適当。

- ・受託保証型DBについて更なる普及・拡大のため、手続緩和等を促進。
- ・DCについて、①企業年金連合会等における投資教育の共同実施、②中小企業が取組みやすい「簡易型DC」の創設、③企業年金を実施していない中小企業でも従業員への支援ができる「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設。

2. 柔軟で弾力的な給付設計

○新しい『柔軟で弾力的な給付設計(DB・DC双方の特徴を有する給付設計)』については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資することから、諸外国の例を参考に、現場のニーズ等を踏まえつつ、検討。

(※)具体的には、例えば、DBについては、労使判断のもと、あらかじめ約束した給付に積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせる設計等が考えられるが、いずれにしても詳細な給付設計を検討した上で、改めて審議会で議論することとされた。

3. ライフコースの多様化への対応

○労働の多様化が進む中、生涯にわたり継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCの適用範囲を第3号被保険者、企業年金・公務員共済等加入者に拡大することを検討すべき。

○制度(DB、DC、中小企業退職金共済制度等)間のポータビリティについて、現場のニーズを踏まえた上で、拡充すべき。

4. 確定拠出年金の運用改善の促進

○DCの運用について、運用自体を困難に感じている者も一定数いることを等を踏まえ、以下の対策を講ずる必要。

- ・加入者の投資知識等の向上を図るため、継続投資教育の努力義務化等の措置を講ずるべき。
- ・加入者が選択しやすい環境を構築するため、運用商品提供数を一定範囲内に抑制する措置を検討するとともに、より実効性のある運用商品除外規定の整備を行うべき。
- ・長期の年金運用として適切な運用方法を促進するため、商品提供について、分散投資に資するリスク・リターン特性の異なる商品を3つ以上提供するよう、その趣旨を法律において明確化すること等を行うべき。
- ・「あらかじめ定められた運用方法」の規定の法律上の整備等を行う必要がある。

5. 企業年金のガバナンス

- DBについては、制度を適切に運営するための体制整備(企業年金のガバナンス)が必要であり、以下の対策を講じるべき。
- ・資産運用ルールについて、厚年基金のルールを参考に一定の見直しを行う。
- ・加入者への情報開示について、少なくとも運用の基本方針の全文開示や年1回以上の資産運用利回りの開示等を行う。

6. その他

- DCの拠出規制の年単位化や規制改革実施計画における手続緩和等について可能な限り速やかに実現すべき。
- DBの拠出弾力化についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、今回の制度見直しの実施時期とあわせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべき。
- 関係機関と協力して個人型DCの広報の充実を図るべき。

〈企業年金の普及・拡大に向けた今後の検討課題〉

- 企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については、様々な意見があったところであり、今後も引き続き議論を行っていく必要がある。
- 企業年金制度等に関する税制のあり方については、諸外国の私的年金の課税関係を見ても、運用時課税は少数であることを踏まえれば、積立金に対する特別法人税は早期に撤廃すべき。その際、拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方も併せて議論を行う必要があるとともに、給付時の課税関係について、退職所得控除など退職一時金税制との関係を踏まえつつ、給付方法によって公平性が損なわれることのないような制度設計とすべき。